

特定施設（騒音・振動）について

御坊市環境衛生課

目 次

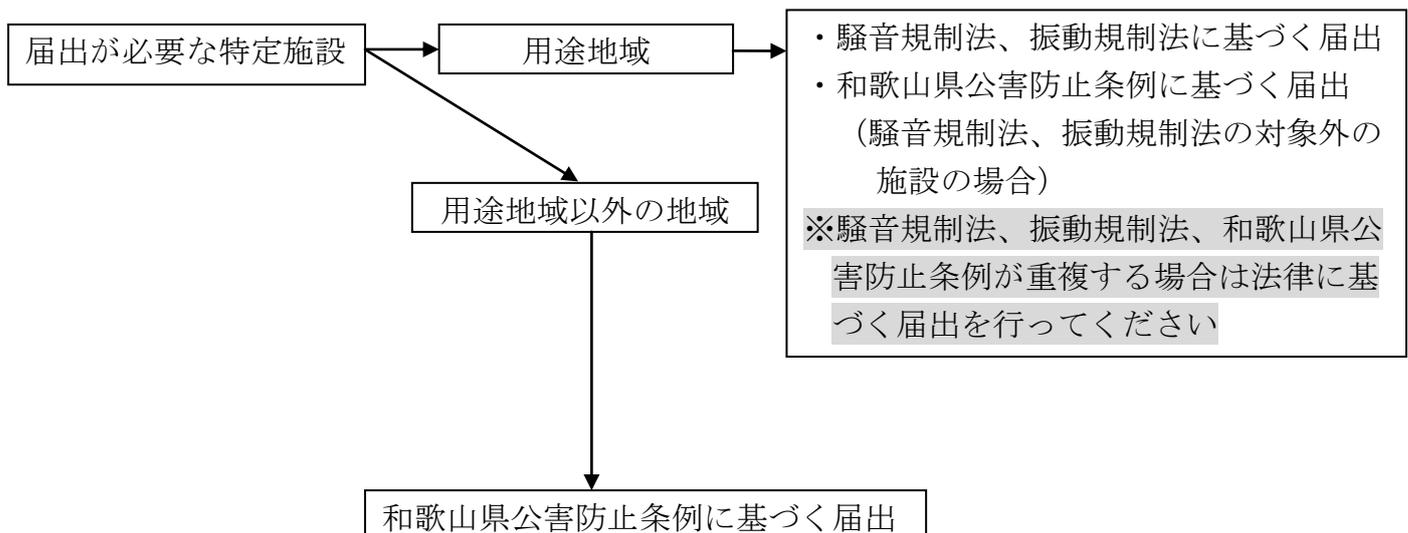
1. 特定施設の設置届出について
2. 届出の種類について
3. 騒音、振動に係る規制地域、規制基準について
4. 騒音に係る特定施設に該当する施設の一覧
5. 振動に係る特定施設に該当する施設の一覧
6. 問い合わせ先

1. 特定施設の届出書について

騒音、振動に係る特定施設設置届出書は、圧縮機や送風機等の工場又は事業場に設置される施設のうち、特に著しい騒音又は振動を発生させる施設のことを特定施設と定め、騒音規制法第6条第1項、振動規制法第6条第1項、和歌山県公害防止条例第24条（第25条）の規定により、特定施設設置の30日前までに御坊市に提出していただく書類になります。

2. 届出の種類について

騒音規制法、振動規制法に基づく届出は、都市計画法第2章により定められた用途地域内で特定施設の設置又は使用している場合に行い、和歌山県公害防止条例に基づく届出は、用途地域以外で特定施設の設置又は使用している場合と、用途地域内で騒音規制法、振動規制法では特定施設に定められていないが、和歌山県公害防止条例で特定施設に定められている場合に行います。また、設置する特定施設が騒音規制法、振動規制法、和歌山県公害防止条例で定められている特定施設と重複する場合は、騒音規制法、振動規制法に基づいて届出を行います。



※用途地域に該当する場所等については、直接お問い合わせください。

(1) 届出の種類一覧表

届出が必要となる場合		届出の種類	提出期限
設 置	特定施設を設置する場合	特定施設設置届出書	設置工事開始の30日前まで
	法改正等により指定地域又は特定施設となった場合	特定施設使用届出書 (法律) 特定施設設置(既設) 届出書(県条例)	届出が必要となった日から30日以内
変 更	特定施設の種類ごとの数を変更する場合や特定施設の使用の方法を変更する場合 ※1	特定施設の種類ごとの数変更届出書(法律) 特定施設変更届出書(県条例)	変更に係る工事開始の30日前まで
	特定施設の騒音又は振動の防止の方法を変更する場合 ※2	騒音(振動)の防止の方法変更届出書	
	届出を行った者の氏名、住所、並びに法人にあっては代表者の氏名、工場・事業所の名称、所在地等の変更があった場合	氏名等変更届出書 ※氏名等の変更事実確認書類も添付してください。	変更した日から30日以内
廃 止	特定施設をすべて廃止にした場合	特定施設使用全廃届出書(法律) 指定工場(特定施設の使用)使用廃止届出書(県条例)	廃止した日から30日以内
承 継	届出を行った者から譲り受け、借り受け、相続・合併等によって、その届出に係る特定施設の全てを承継した場合	承継届出書 ※承継事実確認書類も添付してください。	承継があった日から30日以内

※1 特定施設の種類ごとの数が増加しない場合は不要となります。また、騒音規制法に基づく届出には施設が増加しても直近の既届出数の2倍以内である場合については、届出が不要となります。(県条例では、数が増加する場合は必ず届出が必要となります。)

(例) 送風機1台が2台に増加する場合は不要で、1台から3台に増加する場合は必要となります。

※2 騒音・振動の大きさが増加しない場合には届出は不要となります。

(2) 各種届出に必要な書類

各種届出は正（御坊市用）、副（届出者用）の2部作成してください。また、設置、変更、廃止の届出には下記の添付書類が必要となります。

届出の種類	特定施設設置（既設）届出書、特定施設使用届出書、特定施設の種類ごとの数変更届出書、特定施設変更届出書
添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工場等事業所付近の状況図（周辺図） 2. 工場・事業場の敷地内の建物等の配置図 3. 特定施設設置建物の立面図 4. 建物の断面図 5. 届出書の仕様書、カタログ又は図面等（定格出力（kw）や能力（kn）が分かるもの） 6. 騒音、振動防止装置の概要 7. 作業工程表 8. 敷地境界線を図示したもの 9. 敷地境界線上での騒音、振動レベルを示す資料（実測値又は推測値） 10. 遅延理由書（法律及び条例で定められた期間を過ぎて届出する場合）

3. 騒音、振動に係る規制基準について

御坊市の特定施設に関する規制基準については、下記の表のとおりになります。

(1) 御坊市における騒音規制法に基づく騒音の規制地域、規制基準等

○騒音指定地域

区域の区分	指定地域（用途地域）
第一種区域	該当なし
第二種区域	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域、用途地域以外の地域※
第三種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
第四種区域	工業地域及び工業専用地域

※和歌山県公害防止条例施行規則 第7条

備考：第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、都市計画法第2章の規定により定められた地域をいう。

○特定工場等において発生する騒音の規制基準

(単位：デシベル)

時間の区分 区域の区分	朝	昼間	夕	夜間
	午前6時から 午前8時まで	午前8時から 午後8時まで	午後8時から 午後10時まで	午後10時から 翌日の午前6時まで
第二種区域	50	55	50	45
第三種区域	60	65	60	55
第四種区域	65	70	65	60

備考：第二種区域、第三種区域又は第四種区域内において、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむ50メートルの区域内における規制基準は表に定める値からそれぞれ5デシベルを減じた値とする。

学 校	学校教育法第1条規定
保 育 所	児童福祉法第7条1項規定
病 院	医療法第1条の5第1項規定
診療所のうち患者の収容施設を有するもの	医療法第1条の5第2項規定
図 書 館	図書館法第2条第1項規定
特別養護老人ホーム	老人福祉法第5条の3規定

(2) 御坊市における振動規制法に基づく振動の規制地域、規制基準等

○振動指定地域

区域の区分	指定地域（用途地域）
第一種区域	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域、用途地域以外の地域※
第二種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域

※和歌山県公害防止条例施行規則 第7条

○特定工場等において発生する振動の規制基準

(単位：デシベル)

時間の区分 区域の区分	昼間	夜間
	午前8時から午後8時まで	午後8時から翌日午前8時まで
第一種区域	60	55
第二種区域	65	60

備考：第一種区域（夜間を除く。）又は第二種区域において、次の施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準、表に定める値からそれぞれ5デシベルを減じた値とする。

学 校	学校教育法第1条規定
保 育 所	児童福祉法第7条1項規定
病 院	医療法第1条の5第1項規定
診療所のうち患者の収容施設を有するもの	医療法第1条の5第2項規定
図 書 館	図書館法第2条第1項規定
特別養護老人ホーム	老人福祉法第5条の3規定

※規制地域、規制基準等については、騒音規制法、振動規制法並びに和歌山県公害防止条例では共通となっております。また、和歌山県公害防止条例に基づいて届出する用途地域以外の区域については、騒音指定区域では第二種区域、振動指定区域では第一種区域となっております。

4. 騒音に係る特定施設に該当する施設の一覧

特定施設	
1. 金属加工機械	圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5kw以上のものに限る。）
	製管機械
	ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kw以上のものに限る。）
	液圧プレス（矯正プレスを除く。）※1
	機械プレス（呼び加圧能力が294kn以上のものに限る。）
	せん断機（原動機の定格出力が3.75kw以上のものに限る。）
	鍛造機
	ワイヤーフォーミングマシン
	ブラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式を除く。）
	タンブラー
	切断機（砥石を用いるものに限る。）
工作機械（自動旋盤、ボール盤、中ぐり盤、平削盤、型削盤、フライス盤、歯切盤又はラジアル盤であって、同一建物に5台以上設置する場合に限る。） ※2	
2. 空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。）	

3. 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る。）	
4. 織機（原動機を用いるものに限る。）	
5. 建設用資材製造機械	コンクリートプラント（気泡コンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 m ³ 以上のものに限る。）
	アスファルトプラント（混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。）
6. 穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る。）	
7. 木材加工機械	ドラムバーカー
	チップパー（原動機の定格出力が 2.25kw 以上のものに限る。）
	砕木機
	帯のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kw 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kw 以上のものに限る。）
	丸のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kw 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kw 以上のものに限る。）
	かんな盤（原動機の定格出力が 2.25kw 以上のものに限る。）
8. 抄紙機	
9. 印刷機械（原動機を用いるものに限る。）	
10. 合成樹脂用射出成形機	
11. 鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）	
12. 工業用マシン及びメリヤス編機（同一建物に 10 台以上設置するものに限る。） ※2	
13. コンクリート管、コンクリート柱又はコンクリートブロックの製造機 ※2	
14. 打貫機（原動機の定格出力が 3.75kw 以上のものに限る。） ※2	
15. コルゲートマシン ※2	
16. キュボラ ※2	
17. 研磨機（原動機の定格出力が 3.75kw 以上のものに限る。） ※2	
18. 天井走行クレーン及び門型走行クレーン ※2	
19. ロータリーキルン ※2	
20. クーリングタワー（原動機の定格出力が 3.75kw 以上のものに限る。） ※2	
21. 染色機械（原動機の定格出力が 15kw 以上のものに限る。） ※2	
22. 幅出機械（原動機の定格出力が 15kw 以上のものに限る。） ※2	

※1 県条例に基づく届出では、原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る。

※2 法律では特定施設に定められていないが、県条例で特定施設として定められている。

5. 振動に係る特定施設に該当する施設の一覧

特定施設	
1. 金属加工機械	液圧プレス（矯正プレスを除く。）
	機械プレス
	せん断機（原動機の定格出力が 1kw 以上のものに限る。）
	鍛造機
	ワイヤーフォーミングマシン（原動機の定格出力が 37.5kw 以上のものに限る。）
	圧延機械（原動機の定格出力の合計が 22.5kw 以上のものに限る。） ※
	製管機械 ※
2. 圧縮機械（原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る。）	
3. 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る。）	
4. 織機（原動機を用いるものに限る。）	
5. コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が 2.95kw 以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力が合計で 10kw 以上のものに限る。）	
6. 木材加工機械	ドラムバーカー
	チップパー（原動機の定格出力が 2.2kw 以上のものに限る。）
7. 印刷機械（原動機の定格出力が 2.2kw 以上のものに限る。）	
8. ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30kw 以上のものに限る。）	
9. 合成樹脂用射出成形機	
10. 鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）	
11. 打貫機（原動機の定格出力が 3.75kw 以上のものに限る。） ※	

※ 法律では特定施設に定められていないが、県条例で特定施設として定められている。

6. 問い合わせ先

御坊市 市民福祉部 環境衛生課 環境保全係
郵便番号：644-8684
住 所：和歌山県御坊市藪350番地
T E L：0738-23-5506
F A X：0738-24-3255